

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業経営基盤強化促進法
根拠条項	第10条第1項
処分の概要	事業規程の承認の取消し
法令の定め	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) (承認の取消し) 第10条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。 一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。 二 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条の規定による命令に違反したとき。 三 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-371))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-371))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html)